



具体例も紹介しながら分かりやすく解説

阿江先生は、経済的負担のために必要な医療や介護サービスが受けられていない患者や利用者に対して、申請すれば医療費や介護サービス利用料が軽減されたり、各種手当が受けられる制度について、具体的な事例も交えながら医療・福祉制度のポイントについてわかりやすく解説

加古川・高砂支部は、2月23日、加古川プラザホテルで神戸女子大学講師の阿江善春先生を講師に支部研究会「知つておきたい医療・福祉の役立つ制度」を開催。医師、歯科医師、医事スタッフ、ケアマネジャーなど81人が参加した。

講演の冒頭に日本の社会保障の制度体系について、「社会保険方式」をとっているものが多く、「納付と給付の運動」「措置から契約」「応益負担」などのいわゆる「保険原理」が前面に出ると、社会的弱者を切り捨てる傾向があるとし、現場では患者の受療権を守る観点からも患者・家族などの傷病や疾病的状況と生活・労働背景をつないで、理解することが重要であるとした。

現行の福祉・公的扶助・社会保険を活用した具体的な援助策として、①退職者に対する任意継続保険加入の手続き、②医療保険制度における高額療養費制度の活用、③傷病手当金や分娩費・出産一時金などの各種手当金の申請、④身体障害者手帳等の取得による福祉医療制度の受給、⑤介護保険利用者や障害者手帳取得者に対する税の控除申請、⑥要介護4・5に相当する重度介護認定を受けた場合の特別障害者手当の申請などを紹介し、社会資源の



はなか」など切実な質問が出された。

参加者からは、「家族が認知症で精神保健福祉手帳の交付は受けているが、身体障害者手帳の交付申請は可能か」「悪性腫瘍の患者で息子が知的障害があり経済困窮に陥っている。何か救済できる制度はないか」など切実な質問が出された。

傷病・疾病の状況と生活・労働背景をつなぐことが重要

支部研究会「知つておきたい医療・福祉の役立つ制度」を開催

加古川・高砂支部は、2月23日、加古川プラザホテルで

講演の冒頭に日本の社会保険の制度体系について、「社会保険方式」をとっているものが多く、「納付と給付の運動」「措置から契約」「応益負担」などのいわゆる「保

険原理」が前面に出ると、社会的弱者を切り捨てる傾向があるとし、現場では患者の受療権を守る観点からも患者・家族などの傷病や疾病的状況と生活・労働背景をつないで、理解することが重要であるとした。

最後に、医療機関や介護事業所から身体の状況に加えて、生活上の心配ごとにあって援助を受けられるということは患者や利用者にとつて大きな支えとなる上に、信頼関係の構築にもつながると強調した。

加古川 支部ニュース

No. 223

2013年3月15日

発行

兵庫県保険医協会 加古川・高砂支部

(連絡先) 神戸市中央区海岸通1-1-13
神戸フコク生命海岸通ビル五階
電話〇七八(三九三)一八〇一

県会
兵庫
医保
協会

特別障害者手当を申請しましょ!

「日常生活動作評価表」10点以上で、申請で月額26260円が受給できます

支部研究会で講師より紹介の
あつた「特別障害者手当」について解説します。

「特別障害者手当」は、特別に重度の介護を必要とする方であれば、各市町の福祉事務所あるいは福祉担当課に申請を行うことで、月額26260円(2012年現在)の手当を受けられる可能性があります。

身体障害者手帳を取得していない方でも、重度の介護を必要とする方は対象となります。

【申請条件】

- ① 日常生活で特別な介護を必要とする方
- ② 在宅で介護を必要とする方
- ③ 20歳以上の方
- ④ 次の方は該当しません。
- ・所得が基準を上回る方
- 例…扶養義務者の前年所得
653万6千円以下(扶養1人の場合)
- ・特別養護老人ホームなど施設に入所している場合(通所施設は含まれません)
- ・病院または診療所に3カ月以上入院した場合

【特別な介護を必要とする程度】

寝たきりなど長期にわたる安静を必要とする病状で、立ちあがることができない、手・腕が動かせない、目が見えにくい、耳が聞こえにくいなどの生活困難が2種類以上重複している程度のことをいいます。

【障害程度】

ア 別表の①～⑦に規定する身体の機能の障害、もしくは病状または精神の障害が2つ以上の人

イ 別表の①～⑦に規定する身体の機能の障害、もしくは病状または精神の障害が1つあり、かつ、それ以外の国民年金障害基礎年金の2級に該当する程度の障害が重複し、その状態が別表の①～⑦と同じ程度以上と認められる人

ウ 別表の③～⑤に規定する身体の機能の障害が1つあり、それが特に重度のため③～⑤の他の障害と合わせると前項と同じ程度以上と認められる人

エ 別表の⑥または⑦に規定する病状、または精神の障害が1つあり、それが前項と同じ程度と認められる人

【日常生活動作評価表】

別表の③④⑤の障害は次の「日常生活動作評価表」1～8の動作で合計10点以上になると単一の障害でも該当します。

【日常生活動作評価表】

評価点数	ひとりでできる場合	0点
	ひとりでできても上手くできない場合	1点
	ひとりではまったくできない場合	2点
※評価表2は次の基準で採点		
	5秒以内にできる	0点
	10秒以内にできる	1点
	10秒以内ではできない	2点
※評価表3および4は次の基準で採点		
	30秒以内にできる	0点
	1分以内にできる	1点
	1分以内ではできない	2点

動作	評価点
1 タオルをしほる	
2 とじひもを結ぶ	
3 かぶりシャツを着て脱ぐ	
4 ワイシャツのボタンをとめる	
5 座る	
6 立ちあがる	
7 片足で立つ	
8 階段の昇降	
合計点数	

【別表】

- ① 両眼の視力の和が0.04以下
- ② 両耳の聴力のレベルが100デシベル以上
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの、または両上肢のすべての指を欠く、もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有する
- ④ 両下肢の機能に著しい障害を有する、または両下肢を足関節以上でなく
- ⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度、または立ち上がる程度でしかない程度の障害を有する
- ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期わたる安静を必要とする病状が①～⑤と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑦ 精神の障害であつて、①～⑥と同程度以上と認められる程度